

重 要

事 務 連 絡
平成18年3月29日

認知症対応型共同生活介護事業者 様
認知症対応型通所介護事業者 様
地域密着型介護老人福祉施設管理者 様

京都府保健福祉部高齢・保険総括室
介護保険事業室

事業所所在市町村以外の市町村への申請・届出の手続きについて

今回の制度改正により、京都府が既に指定している認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム）、認知症対応型通所介護事業及び地域密着型介護老人福祉施設は地域密着型サービスとして市町村の「みなし指定」になります。

これに伴い、申請・届出等各種手続は市町村の地域密着型サービスの所管部署が窓口になりますが、その場合利用者（被保険者）の存する市町村毎に加算の届出等の手続が必要となります。

なお、事業所所在市町村以外の利用者に係る当該市町村の「みなし指定」については、京都府の介護保険の事業所管理システム（台帳）に登録する必要があり、この登録がなければ事業所において介護報酬の請求ができなくなりますので、貴事業所で事業所所在市町村以外の利用者がおられる場合には、速やかに当該市町村に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を提出いただきますようお願いいたします。

(例)

事業所所在市町村 A市
利用者 A市、B市、C町（京都府以外の市町村も同様）
各手続先はA市、B市及びC町とも必要になります。

※ 事業所所在市町村以外の利用者について地域密着型サービスにみなされるのは、現在の利用者が存する市町村のみであり、新たな利用者については、受入前に当該市町村と調整をし、指定を受けなければ介護報酬の請求ができないので御注意ください。

介護保険事業室
(TEL:075-414-4672)
又は
施設所在地市町村担当課